なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満のものは、実績として認めない。

③　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該事業の工事業務に着手する日から専任で配置できること。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

ア　主任技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

ａ　１級建設機械施工管理技士（旧１級建設機械施工技士）の資格を有する者

ｂ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木、農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木、農業農村工学」又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

ｃ　これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

ｄ　工事業務の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者

監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

イ）１級建設機械施工管理技士（旧１級建設機械施工技士）の資格を有する者

ロ）技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木、農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木、農業農村工学」又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

ハ）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ　平成21年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事（上記②ア、イに掲げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。②ア、イは同一工事でなくてもよい。

なお、当該経験が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものは、実績として認めない。

ウ　配置予定技術者にあっては、直接的かつ３ヶ月以上の雇用関係があること。詳細は入札説明書による。

エ　配置予定技術者は、建設業法第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。

オ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

上記アからオまでについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。詳細は、入札説明書による。

⑸　工事監理企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。

①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　平成21年度以降に元請けとして完了した以下に示す業務において、１件以上の実績を有すること。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、ＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務

③　次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア　管理技術者は、次に掲げるいずれかの資格を有すること。

ａ　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は建設部門）

ｂ　１級土木施工管理技士

ｃ　土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会１級土木技術者

ｄ　（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅲ)

ｅ　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の建設部門に限る。）なお、「ＲＣＣＭと同等の能力を有する者」とは、ＲＣＣＭ試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者。

イ　次のａの実績（平成21年度以降本事業の公告日までに完了した業務）を有する者。

ａ　国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、公物管理補助業務、ＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務

ウ　なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本事業の公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

上記②及び③において「特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務」の詳細は入札説明書による。

⑹　維持管理企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から②までの要件を満たさなければならない。ただし、点検業務及び台帳作成・管理業務のみを実施する者は次の①の要件を満たせば良いものとし、補修業務のみを実施する者は次の②の要件を満たせば良いものとする。また、維持管理業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

①　関東地方整備局における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　関東地方整備局における令和５・６年度「維持修繕工事」又は「アスファルト舗装工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）